

参考資料



久宝寺からの夕景

1. 八尾市住宅マスタープラン審議会

(1) 八尾市住宅マスタープラン審議会規則

○八尾市住宅マスタープラン審議会規則

平成 27 年 8 月 12 日規則第 61 号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 34 年八尾市条例第 195 号)第 2 条の規定に基づき、八尾市住宅マスタープラン審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、住宅マスタープランの策定及び見直しに係る調査、審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 10 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審議)

第7条 会長は、緊急を要するため審議会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建築部住宅政策課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年3月 31 日規則第 15 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年4月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日より適用する。

(50) 第50条の規定による改正後の八尾市住宅マスタープラン審議会規則

(2) 八尾市住宅マスタープラン審議会委員名簿

分 野	氏 名	所 属 等
学識経験者	清水 陽子	関西学院大学 教授
	森本 信明	近畿大学 名誉教授
関係団体	中村 晃子	NPO法人 八尾すまいまちづくり研究会 理事
	山本 勝章	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会第2支部 前支部長
	鈴森 素子	NPO法人 住宅長期保証支援センター 理事長
	田辺 卓次	社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会 理事
	植栗 正人	一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会 東大阪八尾支部 副支部長
市民委員	金澤 智子	

(3) 八尾市住宅マスタープラン審議会開催経緯

回	開催日時	議題
第1回	令和2年7月9日 14時～16時	(1)会長及び副会長の選出について (2)審議会のスケジュールについて (3)住生活基本計画について (4)八尾市の住まい・住環境を取り巻く現状と課題について (5)八尾市住宅マスタープランの方向性について
第2回	令和2年8月25日 10時～12時	(1)第1回審議会での意見への対応について (2)基本理念(案)について (3)各施策の内容について
第3回	令和2年9月18日 送付(書面開催)	(1)第2回審議会での意見への対応について (2)住宅マスタープラン成果目標の設定について
第4回	令和2年11月10日 10時～12時	(1)第3回審議会(書面開催)での意見への対応及び現行計画の「優先的に取組む施策」の進捗状況について (2)八尾市住宅マスタープランの基本理念について (3)八尾市住宅マスタープラン(素案)について
第5回	令和3年1月29日 10時～11時	(1)パブリックコメントの結果について (2)八尾市住宅マスタープラン(住生活基本計画)(案)について

2. 八尾市住宅マスタープラン（住生活基本計画）全面改定に伴う庁内関係課会議

（1）参加部署

部 署	
	危機管理課
政策企画部	政策推進課
	やおプロモーション推進プロジェクトチーム
人権文化ふれあい部	人権政策課
	文化国際課
	コミュニティ政策課
地域福祉部	地域福祉政策課
	生活支援課
	高齢介護課
	障害福祉課
こども未来部	こども政策課
	子育て支援課
経済環境部	環境保全課
都市整備部	都市政策課
	みどり課
建築部	審査指導課
	住宅管理課
	住宅政策課

（2）八尾市住宅マスタープラン（住生活基本計画）全面改定に伴う庁内関係課会議開催経緯

回	開催日時	議題
第1回	令和2年1月24日 10時～11時	1. 各関係課のヒアリングシート（施策）の確認について 2. アンケート結果（案）について（報告） 3. 意見交換 4. 次回の第2回会議について
第2回	令和2年10月9日 10時～11時	1. 住宅マスタープラン改定作業の進捗等について 2. 住宅マスタープラン各施策の内容（案）に対する意見等について

3. 用語集

アルファベット(ABC)	DIY	専門業者等の手を借りずに自分自身で何かを作ったり、修繕したりすること。日曜大工。Do-It-Yourself の略。
	DV	配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくは配偶者であった者である男女間またはこれに準ずる親しい関係にある男女間において、身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等をいう。(八尾市男女共同参画推進条例第2条第4)
	NPO	“Non-profit Organaization” の略で、民間非営利組織と訳される。政府や私企業と並び、独立した存在として、民間公益活動を行う組織、団体のこと。法人格の有無に関わらず民間非営利の市民活動団体のことであり、特定非営利活動促進法(平成10(1998)年)に基づく法人格を有する団体を「特定非営利活動法人」と呼ぶ。
	O s a k a あんしん 住まい推進協議会	不動産関係団体、公的住宅事業者及び地方公共団体等の関係団体が協力体制を構築し、協議することにより、大阪府内における賃貸住宅全体において、住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できる環境を整備し、それにより大阪府における住宅セーフティネットの構築を図ることを目的に、平成27(2015)年3月25日に設立された協議会。 *住宅確保要配慮者(さ行)
	PDCAサイクル	行動プロセスの枠組みのひとつで、Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成されており、これらの一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて新たなPDCAサイクルを継続して進めていく。
	SOHO	Small Office Home Office=スモールオフィス・ホームオフィスの略称で、情報通信を活用して自宅や小規模事務所等で働く労働形態や、空間(仕事場)のこと。
あ行	空家等対策の推進に関する特別措置法	適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、平成27(2015)年5月26日に完全施行された法律のことで、一般的に“空家法”と呼ばれている。著しく保安上危険、衛生上有害な状態等の空家等については、周辺への悪影響の程度や切迫性等を勘案し、行政が所有者等へ改善を求める指導や勧告、命令等の措置を行うことができる。
	新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症専門家会議が令和2(2020)年5月4日に示した提言にある、新型コロナウイルス感染拡大を抑制するための生活様式。厚生労働省からは「新しい生活様式」の実践例として飛沫感染や接触感染、近距離の会話などへの対策が示されている。
	アドプトプログラム	府民が身近な道路・河川・海岸等に愛着を持ち、施設の美化活動に取り組んでいくため、大阪府が様々な角度からサポートするプログラム。「アドプト・ロード・プログラム」、「アドプト・リバー・プログラム」、「アドプト・シーサイド・プログラム」の3種類がある。令和2(2020)年11月現在、府内では約641団体の登録があり、5万人を超える人が活動を実施している。

あ 行 (つ づ き)	一時避難所	火災発生時や余震等の二次災害に備えて、一時的に自主避難する場所で、主に市内の小・中学校の運動場や公園が指定されている。
	大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	Osaka あんしん住まい推進協議会運営の「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を用いて住宅確保要配慮者からの住まい探しのご相談に応じる不動産事業者（協力店）と、入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんぜん・あんしん賃貸住宅）等の情報提供を行う制度。 *住宅確保要配慮者（さ行）
	大阪の住まい活性化フォーラム	既存住宅流通やリフォーム・リノベーションに関わる民間団体・事業者、公的団体によりフォーラムを立上げ、既存住宅の魅力化や市場の環境整備など、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図り、府民の住生活の向上と、大阪の地域力や安全性の向上につながる取組みを行っている。
	大阪府住宅リフォームマイスター制度	安心して住宅リフォームが行えるよう、大阪府が指定した非営利団体「マイスター登録団体」が一定の基準を満たした事業者「マイスター事業者」の情報を提供する制度。
か 行	居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの。登録住宅の入居者への家賃債務保証、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りなど、要配慮者への生活支援などの業務を行う。
	緊急通報システム	概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、病弱または寝たきりの状態にある人などを対象とする事業である。急病や火災等の緊急時に「緊急ボタン」または「ペンダント」のボタンを押すと、市が委託する警備会社が電話をして本人の状況を確認し、状況に応じて支援者や家族に連絡をするとともに、救急車等の出動要請を行うなどの対応を行うシステム。
	グループホーム	介護保険法に基づく認知症高齢者グループホームと、障がい者自立支援法に基づくグループホーム及びケアホームがある。（障がい者については、障がいの程度によって利用するサービスがグループホームとケアホームとに分かれている。）認知症高齢者グループホームは、認知症のため介護を必要とする方が少人数で共同生活を営む住居（グループホーム）において、介護を行うサービス。障がい者グループホームは、共同生活を営む住居（グループホーム）において、相談や日常生活の援助を行うサービス。ケアホームは、共同生活を営む住居（ケアホーム）において、入浴・排せつ・食事等の介護等を行うサービス。
	建築協定	建築基準法に基づき、地域の特性等に応じて建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関して、建築基準法で定められた基準よりも厳しい制限を、地域住民等が自主的に定めることのできる制度。建築協定を結ぶには、協定を結ぼうとする区域内の土地所有者及び借地権者等、全員の合意が必要。
	建築物エネルギー消費性能基準	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律により定められている建築物のエネルギーの消費性能の向上を図るために定められた基準で、住宅以外の一定規模以上の建築物は適合が義務化されている。戸建て住宅においては、令和 3（2021）年 4 月 1 日以降、設計者が建築主に対する省エネ性能に関する説明が義務付けられている。

か 行 (つ づ き)	公的賃貸住宅	府営住宅、市営住宅、特定公共賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、公社一般賃貸住宅、UR賃貸住宅の総称。
	公民連携	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームで、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）ともいう。
	高齢者あんしんセンター	高齢者あんしんセンター（八尾市地域包括支援センター）は、本市で暮らす高齢者を健康・福祉・介護等、さまざまな面から総合的に支えるために、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職員が常駐し、高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らしていけるよう、相談や支援を行う。 本市では、地域住民により親しみやすく、身近に感じてもらえるよう、各中学校区を担当する地域包括支援センターの愛称を「高齢者あんしんセンター」とし、市の直営型1箇所、地域型15箇所の計16箇所の高齢者あんしんセンターを設置しており、身近な相談窓口として機能している。
	古民家	本計画では、伝統的な建築工法で建てられた、茅葺や日本瓦葺屋根等の住宅かつ地域の良好な景観形成の維持等に資するものをいう。
	コンパクトシティ	地球環境問題、社会的な公平性、都心中心部の活気の維持、効率的な公共投資、さらには都市の機能を強め、都市生活の魅力と生活の質を守り高め、交通負荷が小さい空間計画が重視されてきている。それらの政策をコンパクトシティ政策という。
ま 行	最低居住面積水準	国が住生活基本計画（全国計画）において定めた面積に関する水準。世帯人数に応じて健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な面積。
	サービス付き高齢者向け住宅	国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）に基づく。高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加していることを背景に創設された、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅。
	シェアハウス	一戸の住宅を、血縁のない複数の居住者が共有若しくは共同で賃借して居住する住まい方及びそのための住宅のこと。
	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 *都市計画区域（た行） *市街化調整区域（さ行）
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。 *都市計画区域（た行） *市街化区域（さ行）
	指定管理者/ 指定管理者制度	「公の施設」（スポーツ施設、文化施設、社会福祉施設など住民の福祉を増進する目的で、大勢の市民が利用するために設置された施設）の管理について、民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体なども含め、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度。

な り 行 (し ん ぎ)	社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和 26 (1951) 年に制定された社会福祉事業法 (現在の「社会福祉法」) に基づき設置されている。地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。
	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立されている法人。公益性の高い、非営利法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ公正に行っている。
	住生活基本法	国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定められた法律。当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、平成 18 (2006) 年 6 月に制定された。
	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、外国人、その他の住宅確保に特に配慮を要する者をいう。
	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業	空き家・空き室を住宅確保要配慮者専用賃貸住宅 (専用住宅) として登録し、バリアフリー工事、耐震改修工事、子育て世帯対応改修工事等の改修工事を行った場合、補助が受けられる事業。
	住宅すごろく	人々のライフステージの変化に伴う住まいの変遷を「すごろく」ゲームに見立てたもの。これまでは、郊外の庭付き一戸建て住宅が「あがり」と言われていたが、【令和版】では、平均寿命が長くなったことなどにより、老人ホームや都心のマンションなど、多様な住まいが「あがり」となっている。
	住宅ストック・ストック	ストックは、資産・在庫という意味。ここでは、既存の住宅をいう。
	住宅性能評価書	住宅性能表示制度に基づいて発行されるもので、新築住宅の場合、設計時の図面から評価結果をまとめた「設計住宅性能評価書」と施工中・竣工時に数回に渡る現場検査と検査結果からまとめた「建設住宅性能評価書」の 2 種類がある。既存住宅の場合、建設住宅性能評価書の発行が可能で、現況調査により住宅の劣化状況等を検査し、評価を行う。
	住宅性能表示制度	「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき設立された制度。客観的な評価方法・基準による共通のものさしで住宅を評価し、情報提供する任意の仕組みである。新築住宅においては、①構造の安定、②温熱環境、③音環境、④空気環境、⑤高齢者等への配慮、⑥劣化の軽減、⑦維持管理への配慮、⑧火災時の安全、⑨光・視環境、⑩防犯の 10 分野の評価項目について、設計時と建設時において評価する。平成 14 (2002) 年度に既存住宅に対する住宅性能表示制度も制度化された。
住宅セーフティネット	住宅確保要配慮者が適切な居住水準の住宅を確保するための社会的な仕組みを表す概念を示す。社会情勢の変化に合わせ、新たな住宅セーフティネット制度が平成 29 (2017) 年 10 月より開始された。 新たな住宅セーフティネット制度は①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援を 3 大柱としている。 *住宅確保要配慮者 (さ行)	

さ 行 (つ づ き)	住宅・土地統計調査	住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を明らかにすることを目的として、総務省が5年毎に実施する調査。結果が公表されている直近の調査は平成30(2018)年である。
	住宅履歴情報サービス	住宅がどのようなつくりで、どのような性能があるか、また、建築後にどのような点検、修繕、リフォームが実施されたかなどの記録を保存、蓄積したもの。蓄積することで計画的な維持管理や合理的なリフォームが可能になるとともに、売買時には住宅の資産価値が適切に評価されるメリットがある。
	障がい者福祉のしおり	障がいのある方に関するさまざまな福祉施策、相談窓口や各種サービスを紹介する冊子。
	生物多様性	生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを示す。人類は生物の多様性のもたらす恵沢を享受して生存し、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。
た 行	耐震基準	地震に対する建築物の安全性に関する基準のこと。現在の耐震基準は、昭和56(1981)年6月に、旧来の基準を根本的に見直され、施行されたもので、それまでの基準を「旧耐震基準」、それ以降の基準を「新耐震基準」と呼ぶ。
	宅地建物取引業人権推進員制度	宅地建物取引業者が自ら人権問題に関する正しい理解と認識の共有を図るための取り組みを進めていくことを目的として、平成18(2006)年に、宅地建物取引関連の業界8団体で構成する不動産に関する人権問題連絡会とともに、大阪府知事免許を有するすべての宅地建物取引業者に「人権推進指導員」を置くという大阪府の制度。
	誰でもできるわが家の耐震診断	木造住宅の耐震診断・耐震改修を推進するため、住宅の所有者、居住者が簡単に行える診断方法。 住宅の所有者等が自ら診断することにより、耐震に関する意識の向上・知識の習得ができるように配慮されており、より専門的な診断へつなげられるように、財団法人日本建築防災協会が作成している。
	地球温暖化	二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に蓄積され、大気や海水温度が長期的に上昇することをいう。地球温暖化が進むと、気候変動に伴う異常気象の増加や海面水位の上昇、生態系の変化など、人や環境に多大な影響があると予測されている。
	地区計画	都市計画法に基づく制度で、地区の特性に応じたまちづくりを推進するため、住民が主体となって話し合い、考えを出し合いながら、区画道路、公園等の配置や、建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模などを地区のルールとして定める。
	長期優良住宅認定制度	長期優良住宅は長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。 平成21(2009)年に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が制定され、長期優良住宅の認定制度が創設された。法に基づき、所管行政庁による「長期優良住宅建築等計画」の認定を受けることで、住宅ローン減税(所得税、個人住民税)、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の税制上の優遇を受けることができる。

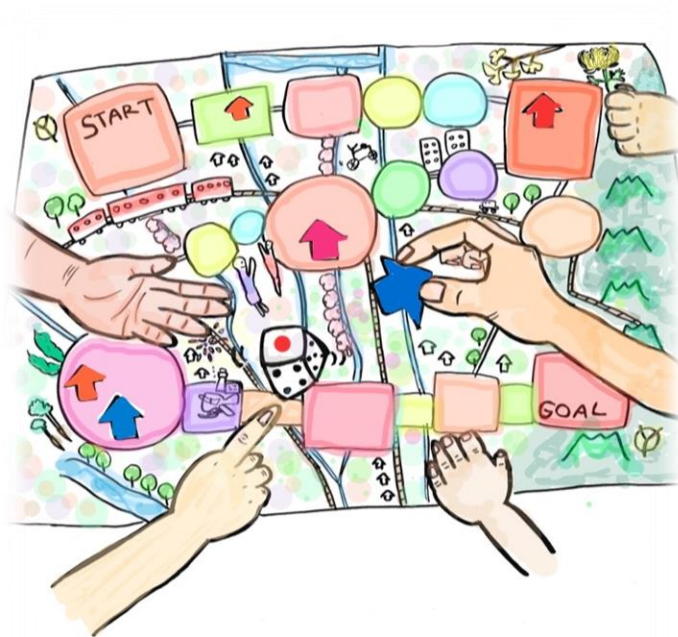
た 行 (つ づ ま き	つし二階民家	江戸から明治時代にかけて建てられた伝統的な建築様式で、2階の天井が低い町家のこと。2階部分には「虫籠窓（むしこまど）」と呼ばれる通風と採光のための格子状の窓が設けられるのが一般的。居住域は基本的に1階で、2階は倉庫等として利用されることが多かった。
	低炭素建築物認定制度	低炭素建築物とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物のこと。市街化区域等内において、低炭素化のための措置が講じられた建築物の新築等をしようとする場合、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。認定を受けた建築物については、要件を満たしていれば容積率の緩和や税制優遇、金利優遇等が受けられる。
	テレワーク	情報通信技術（ICT = Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務等）の3つに分けられる。
	特定優良賃貸住宅	中堅所得者等向けの良好な賃貸住宅の供給を促進するため、民間事業者等に対し、整備費及び家賃減額に要する費用を支援するもの。中堅所得者等とは収入分位 25～50%（地方公共団体の裁量で 50～80%まで拡大が可能）のことをいう。 民間事業者等の建設を中心に想定された制度であるが、賃貸市場が成熟していない地域や諸事情により、地方公共団体が建設または買収する住宅を特定公共賃貸住宅という。
	都市計画区域	都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。 *市街化区域（さ行） *市街化調整区域（さ行）
	都市計画道路	都市の発展の方向など長期的なまちづくりの視点から一体的に計画された道路のうち、都市計画決定された道路。
	都市施設	都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもののこと。道路、都市高速鉄道、公園・緑地、下水道、ごみ焼却場等の種類がある。
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するために土砂災害防止法に基づき指定する区域。八尾市内では令和2（2020）年10月15日までに土砂災害警戒区域を71箇所、土砂災害特別警戒区域を54箇所指定している。	
な 行	二地域居住	都市住民が農山漁村等の地域にも同時に生活拠点を持つこと。
は 行	ハザードマップ	一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置などを表示した地図」とされている。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド（回避）マップ、リスクマップ等と呼ばれているものもある。 本市では「やお防災マップ」として地震編、洪水編を作成し、配布、公表している。

は 行 (ま)	バリアフリー	生活環境において、障がい者や高齢者が暮らしやすいよう、さまざまな障壁（バリア）がない状態。高齢化社会を迎え、床の段差解消、手すりの設置、便所と寝室の近接など、住宅デザインのバリアフリー化が進んでいる。
	ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。
	文化住宅	関西圏では高度経済成長期に建てられた2階建ての木造賃貸アパートのことをいう。地方からの労働者のために大量に供給された住宅で、特に大阪市近郊のベッドタウンに多く分布する。
	包括連携協定	地域が抱える社会課題に対し、自治体と民間企業等が双方の強みを活かして協力しながら課題解決に対応するための大枠を定める枠組み。
ま 行	マイホーム借り上げ制度	「マイホーム借上げ制度」は、退職等を機に、新しい場所で子育て後の暮らしを計画されている50歳以上の方から、マイホームを終身で借り上げ、これを主として子育て期の家族に転貸して家賃収入を利用者に支払う制度。
	マネジメントシステム	組織等が定めた方針や目標を達成するために、組織を適切に指揮・管理するための仕組みのこと。
や 行	八尾市空家バンク制度	賃貸・売却を希望する空家所有者が物件情報を登録し、定住又は定期的な滞在を目的として八尾市で住宅を探している方に登録された物件情報を提供するための制度。 市場に出回りにくい空家の流通の促進による八尾市の地域活性化や管理不良解消による良好な住環境の確保を図ることを目的としている。
	八尾市生活支援相談センター	さまざまな事情で経済的に困っている人を対象に、生活相談サポーターが生活の自立に向けて、理由に応じて支援プランを作成し、住居確保給付金の支給などの利用できる制度の案内や専門機関等との連携により、生活の自立に向けた支援を行っている。
	八尾市中古住宅流通促進補助制度	空家対策の「活用・流通」の取組みの一つとして、市内に転入する若者や新婚・子育て世帯を対象に、市内にある中古住宅の取得に要した費用及びリフォームに要する費用の一部を補助する制度。
	用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種であり、都市を住宅地、商業地、工業地等いくつかに分けて土地利用を定めたもの。現時点では13種類となっている。
ら 行	ライフスタイル	仕事への取組や住まい方など、所属する集団の価値観に基づき、主体的に選択される生活の様式、生き方のこと。
	立地適正化計画	都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランとの連携を図りながら、長期的な視点で都市全体の構造を見直すことで、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる、健康で快適な生活環境を実現するとともに、持続可能なまちづくりの推進を目的とした計画。

ら 行 (つ づ き)	リノベーション	既存住宅を現代のライフスタイルに合った住まいによみがえらせること。既存住宅に対して、機能・価値の再生のための改修など、その家での暮らし全体に対応した包括的な改修を行うこと。
	リノベーションまちづくり	民間主導で遊休不動産（空家、空き店舗、公共資産等）をリノベーションの手法により再生し、連鎖的に展開させることにより、まち全体の魅力向上、地域活性化を図る公民連携した取組み。今ある建物を取り壊すのではなく、新たな使い方をして、地域に新たな機能や人材を呼び込むまちづくり手法。



大和川の夕景



【令和版 住宅すごろく ～八尾編～】

八尾市住宅マスタープラン (住生活基本計画)

令和3年(2021年)3月策定・発行
編集・発行 八尾市建築部住宅政策課
刊行物番号 R2-213

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

TEL:072-924-3783 FAX:072-924-2301

E-mail: jyutakuseisaku@city.yao.lg.jp

ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp/>



八尾市携帯サイト
QRコード

表紙素材提供 「八尾すまいまちづくり研究会・八尾の祭りを楽しむわくわく実行委員会」
